

事業所や学校等で新型コロナウイルス感染症患者が 発生した場合の対応について 濃厚接触の可能性の判断や対応方法

事業所、学校等

1 濃厚接触の可能性のある方の範囲

患者の発症2日前から、患者が隔離されるまでに患者（確定例）と接触のあった者のうち、以下のいずれかに該当

- (1) 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（マスクなし等）で、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者
- (2) 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- (3) 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- (4) 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

2 濃厚接触の可能性を判断する者

事業所及び学校等が、接触状況を確認し、産業医、学校医等と相談の上、判断します。

3 濃厚接触の可能性がある方への指導内容

（事業所及び学校等から指導願いたいこと）

- (1) 患者（確定例）と最後に接触した日から10日目まで健康観察をお願いします。
- (2) 症状が出た場合は、医療機関へ連絡し受診をお願いします。
- (3) 外出自粛については、産業医、学校医等と相談の上、事業所及び学校等が判断します。
（濃厚接触の可能性のある方は、濃厚接触者と同期間（7日間）の不要・不急の外出を避けることが望ましい）